

ガス供給業に係る法人事業税の課税方式が改正されました

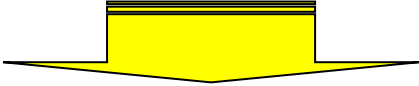
ガス事業法の改正によるガスの小売参入自由化等、ガス供給業を取り巻く環境の変化に対応するため、法人事業税におけるガス供給業の課税の見直しが行われました。

平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、課税方式が変わります。

課税方式の変更（地方税法（以下「法」という。）第 72 条の 2 第 1 項第 2 号）

【改正前】

区 分	課 税 方 式
全てのガス供給業	収入割額



【改正後】

区 分	課 税 方 式	
	資本金 1 億円超	資本金 1 億円以下
1 一般ガス導管事業者 2 特定ガス導管事業者 3 ガス製造事業者 （ガス事業法施行規則第 5 条に該当する設備を有する事業） 4 旧一般ガスみなしガス小売事業者	収入割額	
5 ガス小売事業者 6 ガス製造事業者（上記 3 以外の事業） 7 旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業者	付加価値割額 + 資本割額 + 所得割額	所得割額

※各事業者の定義は、裏面をご覧ください。

繰越欠損金の特例について（平成 30 年改正法附則第 6 条第 9 項）

従来、収入金課税により法人事業税を算定していた法人が、法改正により所得金課税に移行する際に、繰越欠損金の特例があります。

- 特例の対象となる法人
平成 30 年 3 月 31 日以前に以下の事業を行っていた法人

ガス小売事業
ガス製造事業（ガス事業法施行規則第 5 条に該当する設備を有しない事業）
旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業

●特例の内容

平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（最初事業年度）において、特例対象となる法人が、前述の事業に係る事業税の課税標準である所得を法第 72 条の 23 第 1 項の規定により算定する場合、以下の特例がある。

当該法人の最初事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において、前述の事業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を、旧法第 72 条の 23 第 1 項の規定により算定していたものとみなす。

各事業者の定義

収入金割額の対象となる事業者

	ガス事業者	定義
1	一般ガス導管事業者	・ガス事業法第2条第6項に該当する者。 自らが維持・運用する導管により、その供給区域において託送供給を行う事業（ガスの供給を保证するための小売供給を含む）で、経済産業大臣の許可を受けた者。
2	特定ガス導管事業者	・ガス事業法第2条第8項に該当する者。 自らが維持・運用する導管により、特定の供給地点において託送供給を行う事業で、経済産業大臣に届出した者。
3	ガス製造事業者	・ガス事業法第2条第10項に該当する者。 自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等（20万KL以上のLNG基地を有するもの・同法施行規則第5条）を用いてガスを製造する事業で、経済産業大臣に届出した者。
4	旧一般ガスみなしガス小売事業者	・ガス事業法平成27年改正法附則第22条に規定する者。 旧ガス事業法の許可を受けて、一般ガス事業又は一般ガス事業及び簡易ガス事業のいずれも営む者。

所得割額、もしくは付加価値割額＋資本割額＋所得割額の対象となる事業者

	ガス事業者	定義
5	ガス小売事業者	・ガス事業法第2条第3項に該当する者。 一般の需要に応じ、導管によりガス供給を（小売供給）行う事業で経済産業大臣の登録を受けた者。
6	上記3以外のガス製造事業者	・ガス事業法施行規則第5条に定める要件に満たない規模の設備等を用いてガスを製造する事業（20万kl以上のLNG基地を有しないもの）を行う者。
7	旧ガス事業法の簡易ガス事業のみ行う事業者	・ガス事業法平成27年改正法附則第12条第1項第3号に該当する者。 旧ガス事業法の許可を受けて簡易ガス事業を営む者。

課税方式の判定

課税方式判定フロー図

